

令和8年度の介護保険料

保険料段階	対象者		年間保険料
第1段階	生活保護受給者		22,800 円
	本人が 市民税 非課税	老齢福祉年金受給者	
前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6500円以下の人			
前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6500円超120万円以下の人			
前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人			
前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6500円以下の人			
第2段階	世帯に市 民税課税 者がいる	前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6500円超120万円以下の人	38,400 円
第3段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が120万円を超える人	54,000 円
第4段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6500円以下の人	72,000 円
第5段階		前年の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が82万6500円を超える人	80,400 円
第6段階		本人が 市民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の人
第7段階	前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人		105,600 円
第8段階	前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人		121,200 円
第9段階	前年の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人		136,800 円
第10段階	前年の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人		153,600 円
第11段階	前年の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人		169,200 円
第12段階	前年の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人		186,000 円
第13段階	前年の合計所得金額が720万円以上の人		193,200 円

- ※ 世帯の構成については、毎年4月1日時点の住民票上の世帯を基準にしています。ただし、4月2日以降に65歳になる人は誕生日の前日、他の市区町村から転入した人は転入日時点の世帯を基準とします。
- ※ 年度途中で65歳になる人は65歳の誕生日の前日の属する月から、転入した人は転入日の属する月から、年額介護保険料を月割で計算した額となります。
- ※ 課税年金収入額には、遺族年金や障害年金などの非課税年金の収入額は含まれません。
- ※ 合計所得金額とは、収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額から、租税特別措置法に規定される長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額です。なお、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。
- ※ その他の合計所得金額とは、合計所得金額から公的年金等に係る雑所得（年金雑所得）を控除した金額です。
- ※ 第1段階から第3段階の保険料は公費負担により、保険料が軽減されています。
- ※ 令和8年度保険料算定における、本人及びその属する全ての世帯員の合計所得金額の算定及び市民税課税・非課税の判定においては、介護保険法施行令の規定に基づき特例が適用されるため、税法上の算定とは異なり、市民税が課されているものとみなす場合があります。ただし、市民税が課されているものとみなされた人のうち、令和7年度市民税非課税世帯の人においては、保険料の減免が適用される場合があります。